

## 平安時代における皇統意識

——天皇御物の伝領と関連して——

岡村 幸子

【要約】 本論では、平安時代における天皇の御物を取りあげ、その保管と伝領を切り口として、平安期における皇統のありかた、及びそれに対する認識について考察した。その結果、まず、天皇御物の管理体制の転換期が宇多・醍醐朝に認められた。この時期天皇御物は清涼殿と宣陽殿納殿に整理し直され、その管理も女司から蔵人の手に移っていった。そして、後に「累代御物」として定着する、皇位継承に伴って新帝に伝領される御物のいくつかが光孝・宇多に由来をもつものである。その背景には、御物に対する天皇の認識が関わっている。すなわち、文徳・陽成から光孝への皇統の転換にあたり、光孝・宇多・醍醐らは、その正当性と權威を託す対象として天皇御物をとらえ、それを累代御物として伝領していくことで、自らの皇統に、前の皇統とは異なる權威を与えようとしたのである。本流と傍流を区別する思想が明らかに見られるのが、十一世紀初め的一条朝における兩統迭立期である。そしてそこには、中国王朝の交替になぞらえた「反正」という概念が持ち込まれていた。即ち、たとえば王莽によって途絶えた前漢を再び興した後漢の光武帝が「反正」の君であったように、光孝や一条が「反正」の君であったとみなされていたのである。そして、光孝以降に創られた累代御物と同様、円融系の天皇によって和琴鈴鹿が累代御物に加えられ、その後も伝領されていく。光孝以降の累代御物と同様、それは他の皇統とは独自の正当性を有することを示すための、つまりその皇統のための累代御物として出発したものであったが、やがて全ての天皇が継承すべき累代御物として伝領されていく。そのような累代御物となった時、その皇統が「本流」であるという観念は、目に見える形として示されるのである。

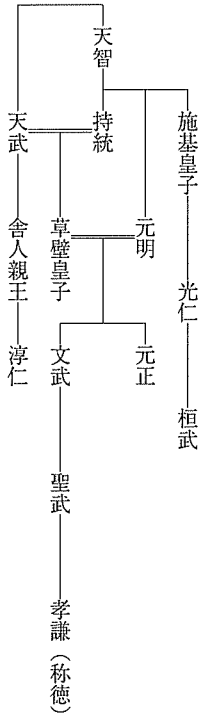
史林 八四巻四号 二〇〇一年七月

はじめに

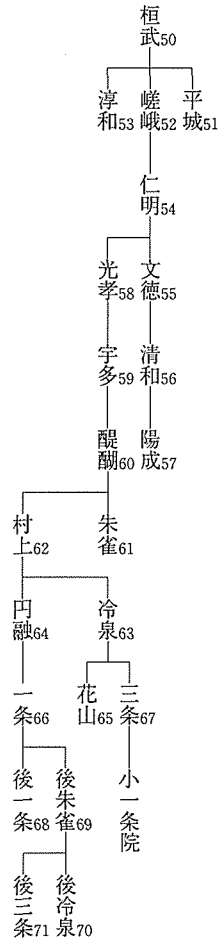
古代における皇位継承を、ある一定の方向性をもったものとしてとらえ、通史的に見直そうとする試みは、河内祥輔氏の著書『古代政治史における天皇制の論理』<sup>①</sup>によって行われた。氏は六世紀から十世紀初頭までを対象とした上で、天皇制は父が子に皇位を伝えるという意味での直系の創出を常に志向しているとされた。が、本論で扱おうとする平安時代において、早くも桓武の三皇子（すなわち平城・嵯峨・淳和）が皇位に就くという兄弟継承がなされ、桓武の父である光仁から数えて仁明までの約七十年間、両統迭立の様相が生じたのである。氏は、その期間を、直系を作り出すための運動期間とみなされた。

また、保立道久氏は著書『平安王朝』<sup>②</sup>の中で、天皇を主語にして、平安時代の王権の運動を通史的に見直そうとされた。その中で氏は（これは既に河内氏が前掲書で簡単に述べられていることであるが）、十世紀の村上の二皇子（冷泉・円融）の即位から生じた冷泉系と円融系の両統迭立は、やがて藤原道長の時に、円融系に属する一条の皇子、後一条が即位し、しばらくして後一条の弟である後朱雀が皇太子になるという時点で平和的に統一・解決されたことを指摘されている（系図2参照）。

《系図1》



《系図2》



これらの中では、父子継承は追求されるべき方法であり、兄弟継承による両統迭立とは相反するととらえられている。しかし、父としての天皇の立場からみれば、自らの子に対する父子継承への執着と、もし可能であれば複数の子にそれを伝えたいという気持ちとは、決して相反するものではなく、むしろその意味で父子継承と兄弟継承は同一の機軸にあると言えるのである。たとえばここに挙げた桓武・村上・一条の三天皇は、皇子のうち弟の方（嵯峨と淳和・円融・後朱雀）が立太子する時点では死去しているとは言え、桓武と村上は生前それを希望していたし、後朱雀については道長が、迭立の危険性よりも二人の外孫の即位を望んだのであり、かくも恣意的に、兄弟継承は行われ得たのである。

また、本論で扱う平安初期から後一条までの約二百五十年間を見ると、父子間の直系相続が行われたのは仁明と陽成までの約五十年間と、光孝から冷泉までの約八十年間（そのうち朱雀から村上への兄弟継承を含むが、両統迭立にはならなかった）となり、ほぼ半分には満たない。しかも、直系であった仁明と陽成の皇統も、陽成の退位により挫折し、皇位は仁明皇子であった高齡の光孝へと移っていくのである（系図2参照）。しかもその時、陽成の皇子は存在しており、直系主義をとろうとすればとれない状態ではなかった。

こういう複雑な皇位継承を見たとき、各天皇は、父から子、子からその子という直系の継承を、必ずしも追求されるべきものとして認識してはいなかったのではないかと考えることができる。個々の皇位継承の中で系図が複雑化すること

を阻止してこなかったとするならば、複雑化する実態を肯定しつつも天皇は、自らが属している皇統をどう位置づけようとしたのか、そして皇統の理念的な体系化がどのようになされたかを考察する必要があるのではなかろうか。

本論では、そのような皇統理念を考察するにあたり、天皇の御物の伝領と関連づけて行いたいと考える。この場合の御物とは、主に皇位継承に伴った儀礼の中で、神璽宝剣と並んで新天皇に伝領される御物を指すが、継承儀礼の中で伝領されない物であつても、宜陽殿を初めとする納殿に納められていた御物をも視野に入れることとする。神璽宝剣の授与が、その天皇の正当性を保証するためのものであることについては、誰しも異存がないであろう。従来は平安時代の天皇御物について、個々の御物について述べられることはあつても、<sup>①</sup>王権の中で述べられたことはなかった。しかし、「モノ」に何らかの権威や正当性を託するということは普遍的なことであり、天皇御物の伝領と皇統に対する理念とを関連づけることは可能であると考えるからである。

そのため、まず奈良時代から平安時代にかけて、天皇御物の保管体制がどのように変化するかを見ることによつて、御物自体に対する認識の変化を見ることが出来る。すなわち天皇御物に権威を託そうとする理念が、いつ頃から強まってきたのかを知ることができると考えるからである。その上で、継承儀礼の中で渡される個々の御物が、各皇統の節々でどのように伝えられたのか、あるいは伝えられなかったのか、また新たに加えられていったのかを見ていくこととする。それにより、各皇統が自らをどのように位置づけていたかという皇統理念を考察することが可能であろう。さらに、皇統外部による歴史的評価としての皇統観というものも、皇統自らによる理念とは別個に存在するはずである。つまり、後世の、あるいはその時代の目が、各皇統をどのように位置づけていたかという問題についても言及したいと考える。

① 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、一九八六年）。以下の河内氏の論考はこれを指す。

② 保立道久『平安王朝』（岩波文庫、一九九六年）。以下の保立氏の論

考はこれを指す。

③ 桓武が三皇子に内親王を配する異母兄妹婚をさせたことは、三人に皇位継承権を与えたことであるとみなされている（河内氏、保立氏前

掲書。また、『榮華物語』によると、村上は生前、冷泉の次に村上が即位することを希望していた。

- ④ 小泉和子『日本史小百科（家具）』（東京堂出版、一九九五年新装初版発行）。また、米田雄介「累代の御物について——皇位継承に關して——」（『広島女子大国文』一五、一九九八年）が、即位にあたって継承される御物について概観しており、本論で扱った御物のひとつである琵琶の「玄上」に關して藤下要治『玄上』関連説話・記録集成稿——十六世紀以前——（『文教国文学』四一、一九九九年）が史料を紹介している。奈良時代においては、正倉院御物の赤漆文櫛木御厨子が皇統と關連した御物として注目されてきた。これは、『国家珍宝帳』によると天武から持統へ、さらに文武、元正、聖武を経て孝謙に伝えられ、孝謙が東大寺盧舍那仏へ献上したものである。この厨子については後藤四郎氏が、天智の皇女であり、かつ草壁皇子の妃であった元

## 第一章 内裏内における御物保管の変化

天皇が休む清涼殿夜御殿には神璽宝剣が置かれていたことからわかるように、最重要の天皇御物が置かれていたのは清涼殿である。また、宜陽殿納殿には累代御物、藏人所と綾綺殿納殿には恒例御物、仁寿殿納殿には紙・屏風を納めるといふ『西宮記』巻八（所々事）の記述はよく知られている。綾綺殿納殿にあったという「恒例御物」とは、たとえは唐錦<sup>①</sup>、糸や金銀、名香・雜香などであろう。また、内裏焼亡の際に、御所から麝香と金青が、納殿から蘓芳・茶坑・雜物等が盗まれた事件もあり、香だけでなく顔料も納められていたことがわかるが、これらも恒例御物の範疇であろう。

このように天皇御物には恒例御物と累代御物とがあり、特に後者は代々天皇に伝えられていくべき重要な御物であることとは言うまでもない。本論では、皇統とからめて考察していく必要上、「累代御物」と言う場合には、後者の中でも特に

明には厨子が伝えられていなかったことから、天武持統系の皇統に伝えるべく定められていたのではないが、また孝謙が厨子を大仏に献上したのは皇嗣の不在も一半の理由ではないかと述べておられる。（後藤四郎「国家珍宝帳に關する若干の考察」『日本歴史』三九八、一九八一年）。一方、米田雄介氏は、この厨子を伝えられた天皇は天武・持統の皇統である自覚を促されたではあるが、この厨子は皇位継承に伴って承継させるべきものではなかったとされる。（米田雄介「東大寺献物帳作成の意義」大阪大学日本史研究室『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年）。また、同じく横刀、黒作懸佩刀も『国家珍宝帳』に伝世の由来が記されており、皇太子や天皇への臣從、皇位継承への協力を示すために藤原不比等が贈ってきたものである。（畠田香融「護り刀考」『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年。初出は一九六四年）。

皇位継承時の儀礼の中で新帝に伝領されるものを指すことにするが、神靈宝剑は天皇位そのものと不可分の御物であるため、「累代御物」からは除くことにする。

「累代御物」の具体的内容は、以下に述べる『西宮記』と『江家次第』が示している。『西宮記』巻第十一（天皇讓位事）は、天慶九年（九四六）四月二十日の朱雀から村上に対する神靈宝剑等渡御の次第を、そのまま本文に引用している。それによれば内侍らが神靈宝剑を新帝の御在所へ奉置し、さらに「以<sub>三</sub>内侍、被<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>御衣笏。」とある。その後伝国璽の櫃、鈴印が新帝御在所に運ばれ、続いて少将が供御雑器を持つて進むことになっていた。

供御雑器については『江家次第』巻第十四（讓位）に詳しく列挙されており、「日記御厨子二脚、大床子三脚、同御厨子二脚、師子形二、琵琶一面、和琴一面、笛篁一合<sub>管二管</sub>、横笛二管<sub>笛</sub>、殿上御椅子一脚、時簡一枚<sub>杖</sub>」と見える。このうち殿上御椅子と時簡は殿上間にあつたが、それ以外は清涼殿の昼御座に置かれていた。また、のちに詳しく述べるが、この中で「琵琶」とあるのは玄上という銘をもち、「和琴」とあるのは鈴鹿と呼ばれる、いわゆる名物楽器である。つまり、これら御衣・御笏、及び供御雑器が本論で言うところの「累代御物」の具体的内容であるとして、論を進めて行きたい。

### 第一節 宜陽殿の名物楽器

冒頭で、天皇御物が清涼殿、及び納殿に納められていたことに触れたが、納殿の中では宜陽殿のそれが最も格が高い。『枕草子』（無名といふ琵琶の御琴を）によれば、天皇の所有する名物楽器が「宜陽殿の一の柵」に置かれていたという。

そのひとつに橘皮という銘をもつ笙があり、『拾芥抄』上（第三十五楽器部）の「名物」の項に、「橘皮<sub>李部王記云此笙故昭宣公</sub>（<sub>承和天皇</sub>）<sub>為宜陽殿笙。</sub>」（イ、は異本）とある。異本部分を除いたこれと同様の記述は『音律具類抄』にも見える。異本部分を除けば、

昭宣公（藤原基経）が幼いときに橘皮は宜陽殿の笙とされたことになる。基経は承和三年（八三六）の生まれなので、仁明天皇の時に宜陽殿に入れられたのである。異本部分を入れると、基経が幼いときにこの笙を（基経の生年から言っておそら

く仁明から賜ったが、それは仁明が宜陽殿の笙としたものであった、ということになる。

これらは橘皮を宜陽殿笙としたのが仁明朝であるように読めるが、実はそうではなく、『醍醐御記』延喜五年正月二十一日条には次のように見える。

召保忠令吹笙。曲調頗堪聽。因賜橘皮笙。是故太政大臣昭宣公弱冠時、承和天皇為令學習所給也。寛平中、以其名物而獻之。其後為宜陽殿笙。令尋旧意以賜之。

これによれば仁明が幼い基経にこの笙を与えたのを、寛平年間になって宇多天皇に再び献上し、その後、それを宜陽殿の笙として納めた、ということである。つまり、宜陽殿の笙となったのは宇多朝のことであり、仁明朝に宜陽殿が名物楽器の納殿であったという根拠はないのである。そうすると、この橘皮のみならず他の名物楽器についても、それらが宜陽殿に集められ、いわゆる「宜陽殿の名物楽器」として管理され始めたのは九世紀前半までには遡れないのではないか、という思いが起るのである。

また、平安中期の史料からは宜陽殿の鑰を管理していたのは藏人であることが知られる。すなわち『侍中群要』第十の「出宜陽殿物」の項には「承仰開出宜陽殿御物之時、令持鑰於出納、直度階」とある。同様の記述は第五の「往反道」の項にもあって「直度階下」としているように、藏人が藏人所のあった校書殿から宜陽殿へ御物を出しに行く時は、紫宸殿の南階下を通過して行くことである。そして鑰は藏人所の出納が持つて行くのであるから、宜陽殿納殿の鑰は藏人所で保管されていたのである。もちろん鑰の保管だけでなく、平安中期には実際の出納にも藏人が関わっていた。<sup>⑦</sup> 宜陽殿の納殿とは特定されていないが、史籍集覽本『西宮記』卷二の「太元御修法所請雜香事」によれば、丁香・白檀香・浅香・薰陸香・安息香・百和香・青木香・苓陵香・蘇・蜜を給わる折には「内藏寮取件文、付藏人。藏人從納殿給之。」とあり、さらに藏人がそれらの香を小舎人に持たせるという。しかし、このような藏人の関与も、宜陽殿での楽器保管がそうであったように、平安時代の初めまで遡れるものではない。以下に史料を引用する。

延喜八年正月一日御記云、左大臣語云、前代元日、侍従給<sub>レ</sub>酒後、有<sub>レ</sub>絃歌事。勸<sub>レ</sub>日記、承和三年十一月、貞觀三年、有<sub>レ</sub>此事云々。未<sub>レ</sub>尅御<sub>レ</sub>南殿。儀式如<sub>レ</sub>常。雅樂奏樂了。左大臣起座曰、召<sub>レ</sub>書司。許之。左大臣目<sub>レ</sub>内侍<sub>レ</sub>召之。典書滋昇持<sub>レ</sub>御琴、入<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>東障子戸<sub>レ</sub>候之。左大臣持之、授<sub>レ</sub>兵部卿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>彈。侍臣同音唱歌。(後略)<sup>③</sup>

典書は、後宮の書司(ふみのつかさ)の中で尚書に次ぐ職だが、『職員令』によれば尚書、典書の職掌には「糸竹之事」つまり楽器のことが含まれるから、典書に御琴を持つて来させたのは、その規定にかなう。おそらくはこの正月一日のことであろうが、『花鳥余情』(十九 藤裏葉)が「御記云、延喜八年節会。雅樂寮立樂。後召<sub>レ</sub>和琴<sub>書司</sub>。唱歌。於<sub>レ</sub>本座奏之。」と記している。和琴の「宇多法師」は前述の『枕草子』が天皇の御前にさぶらう楽器のひとつとしており、おそらく宜陽殿に置かれていたのであるが、そのような名物楽器の保管、あるいは出納に関わっていたのが女司の書司だったのである。

また、皇太子憲平親王元服について記す『村上御記』応和三年二月二十八日条は、「檢<sub>レ</sub>延喜十六年例、宴闌召<sub>レ</sub>書司、奏<sub>レ</sub>絃歌。而今夜大臣早奏<sub>レ</sub>見參。仍無<sub>レ</sub>此事。」とするから、延喜十六年(九一六)の例でも、書司に弦楽器を持つて来させたことが知られる。

ここに登場した内侍司や書司といった女司が、十世紀初頭においてもなお、何らかの形で内裏の楽器の管理に携わっていたことは、本来は藏人ではなく女司が天皇の楽器を管理していたことを示唆すると思われる<sup>④</sup>。そして、名物楽器の保管場所も九世紀半ばにはまだ宜陽殿ではなかった可能性を示した。本節では楽器を対象としたが、それ以外の天皇御物についてはどうであろうか。

## 第二節 「書法」と「兵器」

御物の保管を職掌としていた女司の筆頭として挙げられるのが藏司である。令制では、神璽・関契を預かる藏司が、後



宮十二司中最も重職であったことは周知のことであるが、この他に尚蔵の職掌として「供御衣服、巾櫛、服翫、及珍宝、綵帛、賞賜之事」が「職員令」には挙げられている。これらは内蔵寮の頭の職掌と重複するところもあるが、尚蔵の「服翫」に相当する職掌は内蔵頭にはない。服翫について『令集解』伴記は「双六、囲碁、玉等之類」とする。

これらの「服翫」物で想起されるのは、光明皇太后や孝謙天皇が東大寺へ奉献した聖武太上天皇遺愛の品々等を記す『東大寺献物帳』である。そのうち天平勝宝八歳六月二十一日のいわゆる『国家珍宝帳』は太上天皇の御袈裟、及び赤漆文櫛木厨子から始まり、書法、刀子、帯、笏などに続いて琴、琵琶、箏、横笛といった楽器、及び双六、碁盤といった服翫の品々を載せる。これらは天皇の身近に置かれていたであろうが、その中には書司が管理に關わっていた楽器と、蔵司が關わっていた双六等が含まれている。とするならば、それ以外の品々についても女司が管理に關与していたものがあつたと考えることができるのではないだろうか。

そのうちのひとつ「書法」については、『国家珍宝帳』にも王羲之の「書法二十卷」が見えるが、のちに天平宝字二年六月一日になって「先帝之玩好、遺在篋笥」つた王羲之・献之の書である大小王真跡書一卷を追加奉献した目録が存する。いわゆる『大小王真跡帳』である。時代が下つて平安時代になってからは、延喜十七年四月二十二日の「醍醐御記」に「宜陽殿累代書法」を宜陽殿へ返納したことが見える。この時醍醐天皇は目録の不備を正させ、欠巻を補わせている。「累代」とは宜陽殿に累代という意味なのか、単に天皇代々という意味なのかは計りかねる。もし前者であれば、書物については醍醐朝以前から宜陽殿に納められていたことになるが、確かではない。さて、『大小王真跡帳』における「遺在篋笥」という表現は、それらが納殿のような場に整然と並べられていたのではなく、身の回りの愛玩物のひとつとして身近に置かれていたことを思わせる。そういった場所に置かれていた書物が、平安宮においては宜陽殿に置かれた書物となつたと考えられるし、楽器や服翫の品々に女司が關わっていたように、書法にも蔵司や書司といった女司が關与していたことが想定されるのである。

この宜陽殿の書物については、後に寛弘八年（一〇一一）六月八日の『権記』に、「参内。去寛弘五年四月十四日所借賜<sub>一</sub>宜陽殿御本六卷<sub>論</sub>、<sub>一</sub>張芝千字文<sub>一</sub>、<sub>一</sub>同草香一天<sub>一</sub>、<sub>一</sub>王羲之真書樂毅<sub>一</sub>、<sub>一</sub>付<sub>二</sub>頭中將令<sub>一</sub>返上。中將依<sub>レ</sub>仰納<sub>一</sub>之大床子御座御厨子云々。件厨子可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>渡云々。件御本、定輔朝臣為<sub>三</sub>藏人主殿助之日、依<sub>レ</sub>勅所<sub>二</sub>借下<sub>一</sub>也。」とあり、これらが延喜十七年に醍醐天皇が目録を整備させた「宜陽殿累代書法」の一部であろうと思われる。また、寛弘五年に借り出された「宜陽殿御本」が返却されたのは、寛弘七年に再建された新造一条院に対してであるが、『権記』によればここでは御本は宜陽殿ではなく「大床子御座御厨子」に納められた。「大床子御座御厨子」は、清涼殿に敷かれた大床子御座近くに置かれた厨子のことであろう。たゞ重なる火災で書物自体も数が減ったし、里内裏に移ったこともしばしばであった。そして里内裏においては宜陽殿相当殿舎も変則的な使用をなされることがあったから、「宜陽殿御本」といつても保管の実態は延喜年間とは大きく変わったのであろう。その結果として「宜陽殿御本」が清涼殿に置かれるようになったことは、宜陽殿に重要書物が置かれる以前の姿を示しているようで興味深い。

そのように考えると、兵器の保管についても同様のことが言えるのではないか。後宮の女司には兵司があり、尚兵の職掌は「供奉兵器事」である。『令義解』（職員令・兵部省）によれば征伐に用いるのを兵器とし、礼容に用いるのを儀仗とするが、『令集解』（職員令・主兵器）が「掌兵器・儀仗之属」の解釈として「其皇太子隨身威儀兵器儀仗等者。」と述べているように、「兵器」も威儀兵器を指す場合があり、必ずしも実戦用ではない。先にも触れた『国家珍宝帳』には金銀作小刀などの他に、陽宝剣・陰宝剣・横刀・黒作懸佩刀以下の「兵器」が記されている。

一方、次章でも述べるが、十世紀以降、壺切御剣とよばれるものが立太子とともに皇太子に授けられていった。これが置かれていたのは「納殿」である<sup>⑩</sup>と見えるが、それは宜陽殿納殿と考えるのが妥当であろう。『国家珍宝帳』に載せられていた横刀や黒作懸佩刀も皇位に付随するような名刀である。とするならば、平安中期以降宜陽殿に納められていた「兵器」には『国家珍宝帳』に掲載された「兵器」に相当するものがあつたことになる。つまり「兵器」、特に皇位に付随す

のような名器について、かつては女司によって管理されていたこと、それが宜陽殿に納められるようになったことが想定できる。

これらをまとめると次のようになる。内裏内での天皇御物は奈良時代以降女司が掌っており、十世紀初頭の醍醐朝になっても、まだその名残があった。管理は女司から蔵人へ移行するのであるが、それと前後して、宇多朝頃から天皇の御物自体も宜陽殿へ集められ始めたのである。「御物」としてはその重要度が違うであろうが、いわゆる三種神器のひとつである内侍所神鏡が、もとは天皇と同殿しており、それが宇多朝になって温明殿に移されたと言われている<sup>⑧</sup>。天皇の側近くに置かれていた御物が、宇多朝頃に保管用の別の殿舎に移される（神鏡のほうは、その「神性」ゆえに、引き続き内侍が奉斎するのであるが）という点で共通性が認められる。

また、内裏自体を見ると、宇多天皇の寛平三、四年頃に、後代人になじみの深い復元図のように清涼殿が改造され、清涼殿が天皇の常御殿として固定していくと考えられている<sup>⑨</sup>。それまでの清涼殿を改造したことは、天皇御物を宜陽殿へ収納し直して管理体制を見直し、整えることとも関連していると言えようか。

さらに、先に述べたように醍醐天皇が「宜陽殿累代書法」の目録を整備したということも、宇多天皇による新たな御物管理体制と軌を一にしている。

すなわち、ここに宇多・醍醐両天皇による、天皇御物に対する強い関心がうかがえるのである。管理の場所・管理責任所管の整備、そして御物を欠けることなく残しておくとする姿勢、これらは御物の重要性を認識した上のことであるが、それでは、このような転機は何故宇多・光孝朝に起こったのであろうか。

① 「九曆」承平五年七月二十九日条によると、相模後日の祿として内蔵の御服とともに納殿の唐錦が与えられた。

② 『西宮記』卷十八（宇佐使事）によると、宇佐使は納殿の糸と金銀

を奉納した。また、『左経記』寛仁元年十月十日条に、神宝料として納殿から金銀を出したことや、『中右記』嘉保二年三月五日条に、伊勢幣料として納殿の錦を用いたことが見える。

③ 「西宮記」卷六(御仏名)、卷十三(御修法)。

④ 「小右記」長和三年二月十五日。

⑤ 「禁秘抄考証」。

⑥ なお、古尾谷知浩、「古代の中央保管官司におけるカギの管理をめぐって」(『続日本紀研究』二八八、一九九四年)は、次の「侍中群要」第十(出内蔵不動蔵物事)の傍線部分(筆者)を「史生に蔵人所の御匙を給う」と読むことで、内蔵寮不動倉の鑰も蔵人所にあつたとする。

奉<sub>レ</sub>仰先百<sub>二</sub>官人<sub>一</sub>。々々參入。允<sub>レ</sub>属各一人、史生一人、蔵部一人。允<sub>レ</sub>属者中一人必須<sub>上</sub>參<sub>下</sub>。

史生給<sub>レ</sub>蔵人所御匙。勅使立<sub>三</sub>蔵前<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>出。出了、注<sub>二</sub>下帳<sub>一</sub>官人署名。下帳在<sub>御蔵</sub>。退下勅使加<sub>三</sub>封於御蔵<sub>一</sub>。鎖鑰等如<sub>レ</sub>元云々。

しかし、まず古尾谷氏も述べておられるように、内蔵寮不動倉の鑰と野御倉の鑰は同じ櫃に入っていた。一方、野御倉の鑰は「侍中群要」第十(出野御倉物事)及び「西宮記」卷六(出野御倉薬事)から「南廊」、すなわち承明門に取り付く回廊内にあつたことが知られる。これは諸司庫蔵の鑰が承明門東掖に置かれていた(大津透「グラの思想」(蘭田香融編「日本古代社会の史的展開」塙書房、一九九九年))のと同じである。すなわち、ここに引用した史料傍線部分は「史生が蔵人所に御匙を給う」と読むべきであろう。蔵人は勅使となつて倉に赴いた(「西宮記」卷六(出野御倉薬事))から、その前段階として、仰せを受けて櫃から鑰を取りだした内蔵寮史生が蔵人に鑰を渡したのである。従つて、蔵人所に置かれていたのは、内裏内の納殿の鑰だけなのである。

⑦ 納殿の預には蔵人所の者がなることについては、所京子氏の指摘がある。「二所」の成立と展開」(論集日本史講座<sub>3</sub> 平安王朝)、有精堂出版、一九七六年。初出は一九六八年)。

⑧ 「西宮記」卷一(節念)。「源氏物語」(歌合)に「ふんのつかさの御琴めし出して」とあるのは、この御記を参考にしたのであろうか。

⑨ 天皇と女官(宮人)の空間であつた内裏内に男性官人が入り、八世紀を通じて徐々に(開かれた内裏)となることについては吉川真司「律令国家の女官」(女性史総合研究会編「日本女性生活史」第一巻、東京大学出版会、一九九〇年)。

⑩ 後藤氏、米田氏はじめに注④。

⑪ 「禁秘抄」上(消涼殿)。

⑫ 例えば、内裏の宜陽殿西廂には公卿座が設けられていたが、「御堂関白記」寛弘五年二月八日条には「是於<sub>一</sub>一条院、無<sub>二</sub>宜陽殿座<sub>一</sub>」、同八年正月六日条には「年来御<sub>二</sub>処々御間<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>宜陽殿座<sub>一</sub>」とあり、里内裏では公卿座は宜陽殿には設けられず、陣座だけのことが多かった。

⑬ 「左経記」寛仁元年八月二十三日。また、「九曆逸文」天曆四年七月二十三日に見える、憲平親王に与えられた「護御釵」が壺切御剣ならば、「件釵、元是納<sub>二</sub>宜陽殿也<sub>一</sub>」とある。

⑭ 蘭田氏はじめに注④。

⑮ 角田文衛「平安内裏における常御殿と上の御局」『角田文衛著作集』四、法蔵館、一九八四年。初出は一九七一年)。

⑯ 角田氏前掲注⑮。

## 第二章 累代御物の成立過程

前章では、内裏内に置かれた天皇御物全体について、宇多・醍醐両天皇が強い関心を持って、その管理体制を再編したことを見たが、本章では、特に先帝の崩御や讓位に伴って新帝に伝領される御物について見ていきたいと思う。

### 第一節 醍醐天皇の讓位と累代御物

延長八年（九三〇）九月二十二日、かねてより病に伏していた醍醐天皇は、皇太子寛明親王に讓位し、即日劍璽が東宮に渡されたが、同日の『吏部王記』には次のように見える。

（藤原忠平）  
左大臣令<sub>レ</sub>右少弁公忠奏云、殿上侍時簡自<sub>レ</sub>寛平御時<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>伝之。今可<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>彼渡候哉。将可<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>東宮時所<sub>一</sub>造乎。又可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>大床子<sub>一</sub>。御座時用<sub>二</sub>何色<sub>一</sub>。上曰、時簡代々相伝、用<sub>レ</sub>彼可<sub>レ</sub>宜。抑隨<sub>レ</sub>便行耳。又螺鈿大床子は累代物、須<sub>レ</sub>奉之。

この史料については、いくつかの点に注目される。まず、(1) 殿上の間にあつた時簡は寛平、すなわち宇多天皇の時代から伝えられた物であること。これは、殿上の間自体が宇多朝に設置されたという説<sup>①</sup>と合致するものである。次に(2) 殿上の時簡を寛明親王（朱雀天皇）に譲り渡すか、寛明親王が皇太子時代に東宮で使っていた時簡を殿上簡にして使用するかについて、確固たる先例ができていなかったことである。殿上の時簡が設置されたのが宇多朝であれば、その伝領についての先例が出来上がっていなかったのは当然とも言えるが、にもかかわらず、醍醐はそれを「代々相伝」の物であると言っている。さらに(3) 螺鈿大床子も「累代物」とされており、醍醐はさらに朱雀へ伝領すべきと考えていたのである。さらに注目されるのが、第一章の冒頭で『西宮記』と『江家次第』の記述から「累代御物」を定義したが、ここに見える時簡と大床子とその「累代御物」に含まれているということである。この時簡と大床子についてもう少し詳しく見ておきたい。

まず、(1)(2)の時簡は時刻を示す札だと思われる。

朱雀天皇へ渡された後、詳しい記述が見えるのは、枇杷第の三条天皇から上東門第の後一条天皇への譲位がなされた、長和五年(一〇一六)正月二十九日の『小右記』である。

(前略)内大臣已下列<sup>三</sup>左仗前、相<sup>三</sup>待宝剑・神璽。次第行列、前後陣及伝国璽・鈴印・漏剋等、如<sup>三</sup>指図。(中略)大臣<sup>三</sup>左中将資平<sup>平組下職</sup>、旧主頭、着。右中将雅通相共参上。執<sup>三</sup>宝剑・璽管等、出<sup>三</sup>自<sup>三</sup>母屋御几帳中。資平先進受<sup>三</sup>執宝剑。次雅通執<sup>三</sup>璽管、出<sup>三</sup>自<sup>三</sup>侍所。(中略)少納言率<sup>三</sup>左右近衛将監各一人及大舍人等、令<sup>三</sup>持<sup>三</sup>大刀契櫃<sup>在大臣御并鳥、率将監等、就内侍所、令請出、内侍監</sup>。少納言一人率<sup>三</sup>大舍人・閹司等、取<sup>三</sup>鈴印鑿等櫃<sup>追從</sup>。陰陽寮取<sup>三</sup>漏剋具。内堅持<sup>三</sup>時簡・机等<sup>從之</sup>。(中略)宝剑等奉<sup>レ</sup>度之後、相統御衣一襲・御笏<sup>皆納御篋、裏御裏居</sup>・御椅子・大床子・御笛<sup>納</sup>・琵琶<sup>累代持</sup>・立中門外。(割注略)(後略)。

村上天皇以後、時簡の伝領はこの時まで確認できないが、さらにそれ以後、後一条から後朱雀へ、堀河から鳥羽へ<sup>②</sup>は伝領されており、宇多天皇から始まった殿上の時簡の伝領は、連続と続けられていたと考えられるのである。

ところで、この殿上の時簡を用いて時刻奏上に関わっていたのは時奏内堅であつたが、殿上の時簡とは別に、時杭というものも置かれていた。『三代実録』の貞観八年(八六六)から元慶四年(八八〇)にかけて、「内堅伝点」の籬木が鳥にくわえ去られる記事が多数見え、『扶桑略記裏書』延長七年(九二九)十月十五日条にも「日華門内奏時杭一枚紛失。」とある。また『三代実録』貞観十三年正月朔条に、日華門より入った突風が「内堅伝点高案」を吹き倒したことが見えるから、高案に杭を差し込むことで時刻を知らせたものであろう。さらに『新儀式』には、天皇が遷御の折には「挿<sup>三</sup>搆漏剋於内堅内候之前。」とある。内堅内候は春興殿東にあつたとされるが、時杭は日華門内の春興殿西側のあたりにあつたと考えよからう。

もつとも、「今日、犬登<sup>三</sup>殿上、嚙<sup>三</sup>御殿御座。昨<sup>三</sup>抜時杭<sup>逃去</sup>。」や、「今日令<sup>レ</sup>作<sup>三</sup>時簡杭一枚、新令<sup>レ</sup>用之。去年件杭一

枚破損。（後略<sup>⑧</sup>）という史料は、殿上時簡にも杭が用いられたことを示しており、簡に杭を差し込んで使ったらしい<sup>⑨</sup>。しかし、堀河天皇崩御にともない、昼御座大床子をはじめとして殿上御椅子、時簡などが東宮に渡され、さらに陣座の置、時杭、版位などが別に運ばれた<sup>⑩</sup>ことをみても、「時杭」と言った場合には、殿上の時簡とは別の物として認識されていたことがわかる。また、ともに運ばれた物を比べると、時簡のほうが時杭よりも重要視されていたことが知られる。

次に、(3)の螺鈿大床子について。

大床子は清涼殿の朝餉間や御手水間にも置かれていたが、昼御帳の南側に、いわゆる昼御座大床子が置かれていた<sup>⑪</sup>。後朱雀が後一条から伝領された御物の中にも「昼御座大床子」と明記されている<sup>⑫</sup>。

また、後三条天皇が即位した折の南殿の装束について「御所三間母屋中央鋪錦毳代<sup>以轉形鎮子</sup>其四角<sup>鎮子</sup>」。其上立螺鈿大床子。其後立渡大宋御屏風<sup>⑬</sup>とある。螺鈿とやらんで用いられたのが、金や銀を漆にはめ込む平文である。天曆三年（九四九）三月の花宴では、昼御座を撤して平文大床子が立てられた<sup>⑭</sup>。貝と金・銀と、用いる材料は異なるが、どちらかが格上ということはないようである<sup>⑮</sup>。螺鈿大床子と平文大床子は併用されていたのか、あるいは焼失などにより作り変えられていったのか、あるいは「平文螺鈿御椅子<sup>⑯</sup>」という記述があるように、そもそも螺鈿と平文を両方用いた同一の大床子なのかはわからないが、これら儀式書に見える大床子が「昼御座大床子」であり、そこに螺鈿大床子が含まれるとみなすことは誤りではなからう。

このように、醍醐天皇の遺詔中に見える時簡と大床子は、のちに皇位継承時の累代御物として定着し、さらに『江家次第』中に規定されたものであったのだが、そもそも殿上の時簡自体が宇多朝からのものであることは先に述べた。遺詔中に見える大床子がいづつからのものであるかについて、『本朝世紀』天慶四年（九四二）十二月五日条に、次のような記述がある。

又自陽成院被奉入螺鈿大床子一脚、椅子一基、同螺鈿置物机二前等於内裏。自承和御時、依為累代宝物、所

奉也。其使木工権助藤原元並也。有勅召侍所、給御衣。退出。

この時の天皇は朱雀天皇である。陽成天皇が持っていた螺鈿大床子は、承和御時、即ち仁明天皇からの累代宝物であったにもかかわらず、陽成から光孝へは伝領されず、宇多・醍醐を経て朱雀即位十一年後に、椅子や螺鈿置物机とともに内裏へ渡されたのである。仁明から陽成まで伝領されてきた螺鈿大床子が存在する一方で、宇多から醍醐、朱雀へ伝領されてきた螺鈿大床子が存在した。そして、それは光孝の即位にともなう新たな作られ、宇多に伝領されたものということになる。すなわち、のちに譲位に伴って伝領される慣例が確立する大床子もまた、光孝が作り、光孝から宇多に伝領されたことがその出発点になっているのである。

## 第二節 宇多・醍醐朝に見える画期

ところで、先に引用した『西宮記』卷十一（天皇譲位事）によると、神璽玉剣に続いて先帝の御衣と御笏も伝領された。これらは大床子などより先に伝領されることから、そういった累代御物よりも重要性が高い物であろう。梅村喬氏によれば、天皇が衣を与えることは饗宴の祿として古くから行われ、平安時代に入りそれが急増していくという。そして衣服は本人の代替とみなされ、宗教的象徴性が拡大されるとともに、それが与えられた者と天皇との間に紐帯が強化されるとい<sup>⑭</sup>う。譲位に伴う先帝の御衣伝領が意味するところは言うまでもないであろう。そして、ここに挙げる表が歴代天皇の御衣・御笏伝領の一覧である。<sup>⑮</sup>

これを見ると、まず花山から一条への譲位は『大鏡』にも見えるように特異な形であるから（表中\*印）例外と考えると、御衣が伝領されなかったのは先帝死去の時に限られ、宇多から醍醐への譲位以来、譲位に伴う御衣の伝領が慣例になっていたことがわかる。

表中に引用した『踐祚部類鈔』は醍醐踐祚から始まっており、宇多踐祚以前は衣笏伝領の史料がない。しかし、それが



（表）先帝讓位・死去に伴う御笏・御衣の伝領

新帝	御衣・御笏の譲渡	先帝		幼帝	出典
		讓位	死去		
宇多	（これ以前不明）		○		
醍醐	笏服	○			踐祚部類鈔
朱雀	笏並びに服	○		○	扶桑略記裏書 山槐記 治承4年3月9日
村上	御衣				踐祚部類鈔
	御服一襲に御笏を加える	○			北山抄
冷泉	（史料になし）		○		
円融	御衣・笏 御袍・御笏	○		○	御讓位一会 小右記 長和5年正月2日 所引「実類安和御記」 踐祚部類鈔、御脱履記
花山	御袍・笏	○			
一条	（史料になし）	*		○	
三条	御衣・御笏	○			踐祚部類鈔
後一条	御衣（童稚のため別に整える） ・御笏	○		○	小右記 長和3年正月29日
後朱雀	御笏 （御袍は禪りあるため渡さず）	(○)	○ 喪を秘して讓位		左經記（類聚雜例）長元9年 4月17日 踐祚部類鈔
後冷泉	御袍・御笏	○			
後三条	（史料になし）	(○)	○ 「如在礼」で		
白河	御衣・御笏	○			踐祚部類鈔
堀河	御衣・御笏	○			踐祚部類鈔
鳥羽	御笏 （御衣は渡されず）		○		中右記 嘉祥2年7月19日 踐祚部類鈔

（注）「小右記」長和3年正月29日条によると、朱雀への讓位がなされた「延長八年外記日記」には旧主の御袍・御笏を新主に奉ることが見えない旨が記されているが、実際は衣と笏は伝領されていた。

いつまで遡れるかについてはある程度推測できる。「西宮記」卷十一（天皇讓位事）には「以<sub>レ</sub>内侍、被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>御衣笏<sub>一</sub>。」とあった。一方、「儀式」卷第五（讓国儀）では、劍、伝国璽、鈴印、供御雜器が新帝御在所へ運ばれることは見えるが、「御衣笏」については記述がない。「儀式」の成立は清和天皇の貞観年間であるから、文徳が死去し清和が踐祚したときにはまだ、衣笏の伝領の儀はなかったと考えられる。その後の清和から陽成、陽成から光孝、光孝から宇多をどう考えるかであるが、皇統の代わる陽成から光孝に対して初めて伝領がなされたとは考えがたく、光孝も在位中に死去しているの<sup>20</sup>で、その後の例から言ってこの時から始まったとは考えがたい。清和から陽成の時という可能性は否定しきれないが、結局、「踐祚部類鈔」の記述が始まる宇多

讓位・醍醐踐祚時から衣笏伝領の儀が始まったとみなすのが妥当ではなからうか。

また、累代御物のひとつである日記御厨子には醍醐・村上両帝の日記が納められていた以上、その伝領も醍醐天皇以来のことであると考えるのが妥当であらう。

さらに、これは天皇の死去や讓位と間接的に関わることになるが、壺切御剣についても触れておきたい。壺切御剣は立太子にもなつて皇太子に授けられるもので、所功氏は、醍醐天皇の皇太子保明親王立太子の日である『醍醐御記』延喜四年（九〇四）二月十日条、及び『宇多御記』仁和五年（寛平元年）正月十八日条を検討し、壺切御剣はもともと良房が持っていた剣だとみなすのが妥当とした上で、御剣が良房から献上されたのは貞観年間、おそらく貞明親王（陽成天皇）立太子の時であるが、皇太子に相伝すべきものとして授けられたのは、醍醐自身の立太子の時が最初であり、続いて延喜四年の保明親王立太子時、さらにそれ以後段々と慣例になつたのであらうとされる。その慣例が創設されたのが醍醐の立太子年である寛平五年（八九三）である可能性については、『国史大事典』の中で黛弘道氏も述べておられたところである。さらには憲平親王（冷泉天皇）立太子の時に与えられた「護御劔」が壺切御剣に相当すると思われる、皇太子に与えられるべき御剣として重要視され続けた。すなわち、宇多が皇太子時代の醍醐に与えたことが、壺切御剣の嚆矢となっているのである。

しかし、壺切御剣が伝領されていく意義を考えた時、従来の見解では藤原氏が自身出身の皇太子の地位を安定させるため、皇位の印の神剣に倣つて皇太子相伝の護身剣にしたとみなされるにとどまっている。しかし、生母が藤原氏ではない後三条天皇に対しては、皇太子時代には壺切御剣が渡されなかつたという説話が『江談抄』や『続古事談』にあるが、『東宮御元服部類記』所引『土右記』承元年十一月二十二日条から、実際は伝えられていることがわかるという。従つて壺切御剣は、藤原氏所生の皇太子にのみ授けられたというわけではなかつた。むしろここでは、大床子などの天皇の累代御物と同様、宇多が伝領の慣例を開いたことに着目し、それと同じ意義をもつと考えたい。

すなわち、仁明と陽成と直系をたどってきた皇統が、陽成の退位により一旦途切れ、仁明皇子であった高齡の光孝に皇位が引き継がれることで、光孝以降の皇統は始まった。この皇統の変化に伴い、その皇統に權威を与え、さらにそれが代々受け継がれていくことを示す手段として「累代御物」が選ばれたのである。光孝や宇多がそれを始め、醍醐が強く伝領を望んだことは、本章最初に引用した延長八年の『吏部王記』からも知られるところである。第一章で見たような、宇多・醍醐による天皇御物に対する管理の姿勢は、モノがもつ權威の象徴性を理解した上のことであり、新たな皇統に属す彼らが、自らが属す皇統の正当性とその永続を象徴するものとして、累代御物を皇位継承とともに伝領させていこうとしたのである。

そして、光孝からの新しい皇統において始まった累代御物の伝領は、十世紀における冷泉系と円融系の両統迭立も問題とせず、これ以降長く続けられる。それは、先述の天慶四年の『本朝世紀』に見たように、仁明以来陽成が所持していた大床子が光孝へと伝えられなかったのとは異なっているのである。すなわち、光孝・宇多・醍醐は、以後のいかなる血統上の天皇にとってもその源流となりうる、それ以前とは違う新たな皇統を創出したと言えることができる。言い換えれば、以後のあらゆる天皇の源流が光孝と醍醐であることを保証するものが、累代御物なのであった。

### 第三節 文徳と清和の皇統と光孝以降の皇統

光孝以来の皇統は、予想されなかったほどの転換によつて始まった。光孝の皇子であった宇多は臣籍に下っていたこともあり、退位後の陽成上皇が宇多を指して「当代は家人にはあらずや」と言ったという『大鏡』の記述はよく知られている。このような陽成側の対抗心に対して、河内氏は、宇多が文徳と陽成の直系と比べて自分の劣位を自覚せざるを得なかったとされる。しかし、臣籍にあったという個人的劣等感があつたにせよ、光孝、宇多と継承されてきた皇統が、文徳と陽成の皇統より劣っているという認識が存在したであろうか。

河内氏によれば、父子相伝の直系が優位である。しかし、陽成が退位せざるを得なかった時、直系にあたる陽成の皇子がいたにも関わらず、光孝に白羽の矢が立った。この理由について河内氏は、光孝はあくまで傍系ではあったが、混迷した事態を打開するため、新たな候補者を決定するための中継ぎとして、最も皇位に遠い者が選ばれたとされる。しかし、時間をかけることで、具体的にどのような新しい選択肢が生まれる可能性があったのであろうか。光孝はやはり「ふさわしい者」として選ばれたのである。

光孝は仁明皇子であり、彼が皇位に就いた正当性はまさにそこにあつた。仁明朝、すなわち承和期の先例を「承和故事」して尊重する態度が光孝・宇多・醍醐に共通してみられることについては、所功氏の指摘がある<sup>⑧</sup>。また、文化史上からも承和期は和歌復興の時期であり、漢文学の屈折点でもあり、雅楽における樂制改革の時期でもあるという転換期・画期としてとらえられてきた<sup>⑨</sup>。承和はそのような先例となる画期であるが、そのただけに尊重されてきたわけではないだろう。光孝即位の正当性を強調しようとするれば、光孝が仁明皇子であり、仁明を承けていることを必然的に強調せざるを得なかったのである。そして、光孝からの皇統が仁明に連なることを強調しようとする皇統理念は、文徳―陽成の皇統を脇役にしようとする皇統理念につながっていくのである。

本章第一節で引用した天慶四年の『本朝世紀』には、陽成上皇が朱雀朝になってようやく累代の螺鈿大床子以下を伝領したことが記されていた。おそらくそれは、陽成が退位して皇統が光孝へ移った当初は、陽成は光孝が自分の皇統を正式に継承したことを認めないという意識があり、その表れであつたろう。その後、ようやく朱雀朝に伝領に至ったことは、光孝の皇統へ、自らの皇統を合流せざるを得なかったという意味ではなからうか。陽成上皇にとっては、この時は皇統の合流以上の意味はなかったかもしれない。が、次第に文徳―陽成の皇統は傍流扱いされていくのである。

ふたつの皇統の関係が、のちにどのようなものとしてとらえられていたかという皇統観について、累代御物として『江家次第』に見える琵琶、すなわち玄上（玄象）の伝領を例にとつてみたい。玄上は、『枕草子』（無名といふ琵琶の御琴を）

にも天皇の持つ名物楽器としてその名が挙げられている。それ以前の円融天皇の天元五年（九八二）、内裏火災の時に一旦行方不明となるが、二十日ばかりして職御曹司東垣から見つかっているから、この時までには内裏内の楽器となっていたことは確かである。

さて、玄上が歴史上に登場する由来にはふたつあり、ひとつは承和年間に遣唐使として唐に渡った琵琶の名手藤原貞敏が、承和五年に劉次郎から紫檀と紫藤の二面の琵琶を贈られたという『三代実録』の記述から、その紫檀琵琶が玄上であるとするものである。『十訓抄』『禁秘抄考註』などはこの説をとっているが、それが宮中に入れられた時期については語られていない。もうひとつは「玄上は延喜の御琵琶なり。其御時、比巴の上手に玄上といふ者ありき。其名によりてやがて玄上とつけられたり。」とあるように、醍醐の琵琶であったとする『夜鶴庭訓抄』などの説で、『教訓抄』も同様である。さらに『古事談』によれば、村上天皇が玄上の由来を知らずにその琵琶を弾いていたところ、唐で貞敏に玄上を与えた人物の霊がやって来て、仁明朝に遡るその由来を教えたことになっている。そして最後に『古事談』は、確かではないが、として、延喜頃の「玄上宰相」と琵琶玄上との関わりを付け加えている。これは『十訓抄』等と『夜鶴庭訓抄』等を合体させた案である。これによると仁明朝に日本に持ってこられた玄上は、醍醐・村上朝まで累代御物としては扱われていなかったように読める。

こういった玄上の由来がどこまで真実であるか、確かではない。が、これらの中で仁明と醍醐は語られていても、文徳→陽成については語られていないことに注目される。第一章で名物楽器の橘皮の由来について触れたが、これはもとは仁明が基経に与えた物で、宇多朝になって内裏宜陽殿の楽器になったという。仁明から光孝・宇多の皇統につなげようとした点で、玄上と橘皮の由来には共通性がある。これらの由来を語るのは十一世紀末以降の書物であるが、この時点では既に文徳→清和の皇統と比して光孝以降のそれが本流であることが自明のこととして語られているように思われる。

本章ではまず、光孝から始まる醍醐・宇多の皇統が、累代御物に自らの皇統の正当性を託していこうとしたことを明ら

かにした。その結果、やがて光孝以降という本流に、それ以前の文徳・清和が合流させられたのだが、それは大床子の伝領に象徴的に示されている。名物楽器の伝来についても、それが事実かどうかはともかく、そこに本流と傍流を区別した認識が見られるのである。御物の伝領と皇統とが深く関わっていることが知られよう。

それでは、その次に表れる皇統の変節、すなわち冷泉系と円融系の両統迭立において、ふたつの皇統はどのように認識されていたであろうか。その点について次章で述べたい。

- ① 角田氏、第一章注⑯。
- ② 『日本紀略』『左経記 類聚雜例』長元九年四月十七日、『範圍記』長元九年四月十八日。
- ③ 『中右記』嘉祥二年七月十九日。
- ④ 『侍中群要』第二所引『内堅所式』。
- ⑤ 『新儀式』第四（天皇遷御事）。
- ⑥ 『西宮記』卷八（所々事）。
- ⑦ 『日本紀略』安和元年四月一日。
- ⑧ 『春記』長久元年正月十日。
- ⑨ 『讃岐典侍日記』（滝口名たいめむ）に「時のふだにくひさす音す」と見える。
- ⑩ 『中右記』嘉祥二年七月十九日。
- ⑪ 『大内裏圖考證』第十一附録上（昼御座）。
- ⑫ 『左経記 類聚雜例』長元九年四月十七日。
- ⑬ 即位礼は太政官庁で行われたが、これは即位礼に伴ってなされた南殿の装束であり、天皇はここから太政官庁に向かった。
- ⑭ 『後三条院御即位記』治暦四年七月二十一日。（『群書類従』巻第九一）。
- ⑮ 『西宮記』卷八（花宴）。同様に昼御座を撤して大床子が据えられるのは（螺鈿か平文かはわからないが）親王元服（西宮記）卷十一（親王元服）、内親王着裳（西宮記）卷十一（内親王着裳）がある。これ以外に大床子が用いられる例として、『政事要略』卷二十二（积奠祭紫宸殿内論議装束）に屏風を立て廻した中に広筵を敷き、「粧筋大床子御座如常儀」とある。また、天皇自身の元服の時に紫宸殿御帳内に設けられる天皇御座は、晋礼では大床子を、唐礼では筵席を設けるが、貞観・元慶例は唐礼によったことが諸儀式書に見える（『新儀式』第四（天皇加元服事）、『西宮記』卷十一（天皇元服儀）、『北山抄』卷第四（御元服儀））。
- ⑯ 岡田譲「和風化の軌跡」（岡田譲他編『普及版 日本の漆芸 6 螺鈿・鎌倉彫・沈金』、中央公論社、一九九一年）でも、螺鈿・平文ともに奈良時代に唐から移植された技術だとするものの、両者の格の上下については述べられていない。
- ⑰ 『大内裏圖考證』第十之附録所引『後二条関白記』（寛治五年正月十六日）。ただし『大日本古記録』の『後二条師通記』当該年月日には、この記述はない。
- ⑱ 梅村喬「饗宴と祿」——「かづけのもの」の考察——（『歴史評論』

四二九、一九八六年。

①⑨ この表の作成にあたっては、加茂正典氏が「平安時代における踐祚儀（覺書）——劍璽渡御を中心として——」（『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣出版、一九九九年。初出は一九九一年）の中で作成された「各天皇の劍璽渡御を中心とした踐祚儀表」を参照させていただくとともに、若干手を加えた。

②⑩ この時の踐祚については『三代実録』元慶八年二月四日・五日条に比較的詳しくあり、神璽・宝劍・鏡・内印・駅鈴・伝符・管鑰が渡されたことはわかる。

②⑪ 所功「壺切御剣」に関する御記逸文（『歴史読本』特別増刊事典シリーズ『日本「日記」総覧』、新人物往來社、一九九四年）。

②⑫ 『国史大事典』（吉川弘文館）「壺切太刀」の項（黛弘道氏執筆部分）。

### 第三章 円融系と冷泉系の両統迭立

#### 第一節 名物楽器鈴鹿と円融系の皇統

本節ではまず、累代御物のひとつとして『江家次第』に「和琴一面」と見える鈴鹿を取りあげる。これは、清涼殿昼御座に琵琶の女上とともに置かれていた、累代の名物楽器である。しかし、天皇が持つ名物楽器の名を列挙した『枕草子』（無名といふ琵琶の御琴を）の中に、女上の名は見えるが鈴鹿は挙げられていない。引用はしないが、この段に登場する故殿（藤原道隆）は長徳元年（九九五）四月十日に死去しており、『枕草子』自体も長保三年（一〇〇一）頃の成立かと考えられている。そして、長徳〜長保年間はもちろん、寛弘七年（一〇一〇）になっても鈴鹿は一条天皇の御物にはなってい

②⑬ 『九層逸文』天曆四年七月二十三日。

②⑭ 所氏前掲注②、黛氏前掲注②。

②⑮ 松浦辰男「壺切御剣之事」（『史学会雑誌』一九、一八九一年）。

②⑯ 所功「菅原道真の冤罪管見」（『芸林』二〇の五、一九六九年）。

②⑰ これらの研究史の整理は後藤昭雄「承和への憧憬——文化史上の仁明朝の位置——」（今井源衛教授退官記念文学論叢刊行会編『文学論叢』、一九八二年）。

②⑱ 『百鍊抄』天元五年十一月十七日、十二月六日。

②⑲ 『三代実録』貞観九年十月四日。

③⑩ 『群書類従』巻第三四七。『群書解題』によると、おそらく藤原伊綱（一〇七七）の作かという。なお、藤原玄上は「公卿補任」によると斉衡三年の生まれで延喜十九年に参議になり、『日本紀略』によると承平三年正月二十一日に参議、七十八歳で死去した。

なかつたことが、次の『御堂関白記』寛弘七年正月十一日条から知られるのである。

從<sub>二</sub>花山院御匣殿許、得<sub>二</sub>横笛<sub>一</sub><sup>笛</sup>。只今第一笛也。左宰相中将和琴<sup>志</sup>。

是故小野宮殿第一物(鈴鹿)<sup>(兼)</sup>。頼親朝臣猷<sup>(源経房)</sup>等。螺鈿。

すなわちこの時道長は源経房から、故小野宮殿(実頼)第一物であった和琴の鈴鹿を得たのである。

一方、第二章第一節で長和五年(一〇一六)正月二十九日の『小右記』を引用したが、この時の三条から後一条への讓位において伝領された累代御物の中に、「御笛<sup>笛納</sup>・琵琶<sup>物敷</sup>」とは見えるが、琴は見えない。この時鈴鹿は新帝の三条には伝領されなかつたのであり、和琴、あるいは鈴鹿が踐祚の場で伝領されたことが明らかなのは、後一条方から弟の後朱雀へ笛、琵琶とともに「御琴」が伝領されたとする『範圍記』長元九年(一〇三六)四月二十二日の記述が最初なのである。

鈴鹿を得た道長が、程なく一条にそれを献上したのか、後一条の万寿四年(一〇二七)十二月に死去する道長が、それまでに鈴鹿を後一条に与えたのか、どちらも可能性はある。いずれにせよ、鈴鹿が天皇の累代御物に加えられた背景に、生前の後一条の意志が強く働いていたことは確かであろう。後一条の皇太子も円融系から立ったのであるから、円融系に由来を持つ鈴鹿を、讓位に伴う累代御物の中に加えることには大きな意義があつた。

文徳・陽成の皇統と光孝以降のそれが時間的に並存していなかったのとは異なり、冷泉系と円融系とは時間的に並存していた。そのため、どちらが本流かという互いの皇統理念は、前者の時よりも対立が激しかったと思われる。しかも光孝・宇多以来の累代御物は皇統に関わりなく伝領され、壺切御剣も然りであつたから、冷泉系から離れた新たな累代御物が求められたのであろう。前章で見たような、皇統の正当性を御物に託し、累代御物として伝領させるといふことが、こゝでも行われているのである。両統迭立の解消は、冷泉系に対する円融系の勝利でもあつたが、それを示したものが新たな累代御物としての鈴鹿なのである。

結果的には円融系が本流、冷泉系が傍流となることで決着がついたこの両統迭立であるが、円融系が本流であることは、



単に結果論としての皇統観であつただろうか。兩統迭立の期間中において、外部からの皇統観はどのようなものであつたのか、すなわちどちらが本流かは決められていなかったのか、あるいは結果が出る前にどちらかが本流だとの皇統観が形成されていたのか、さらにはそもそも皇統の本流と傍流という皇統観が形成される契機は何であつたかについて、次節で述べたい。

## 第二節 繼体の君と反正の君

まず、高倉天皇の承安五年（一一七五）、改元が行われて安元元年となつた、その時点から本節を始めた。この改元詔書に天皇の在位年数を入れる際に、仁安三年（一一六八）の即位年から数えるか、即位翌年に改元された嘉応元年（一一六九）から数えるかで議論があつたことが『山槐記』安元元年七月二十八日条に見える。『山槐記』を記した中山忠親は、後日、算博士から在位年数を数える方法に三説あることを聞き、この二十八日条の最後に書き加えている。その一部をここに引用する。（傍線は筆者）

(A) 寛弘五年七月十日戊辰、藏人頭左中弁道方奉勅問曰、先年算博士茂明所奏易勸文、廿二年丁未廿六日辛亥御厄年事、自改元年計之歟、自即位年計之歟、子細可言上者。算博士厚範申云、去年所奏二十二年、自即位年計之。易軌術自受禪年勸之。茂明説去、当代准反正之主、自即位年計之。是流演文也。已奏此由。（中略）厚範申云、易軌術即位時同為正云々。此者非子孫受禪之義。因受禪而為正者、子伝父位云々。当代非連又父伝子之儀。故自即位計之。光仁光孝是也。或自受禪之年計之、或自即位計之、易術之心也。自改元計之他之一説也云々。

(B) 一條院円融院長子也。用反正、光仁光孝或為人臣登皇位、或群臣相議即位。仍以即位同用之。反正君草創主也。治安四年明法道貞清頼隆等当中興厄之由勸申。後一條院非繼体之君。仍不可当彼厄歟如何。継受主也。

背注説蒙竊。或行衛注也。為敬  
(感歎) 後後不審也。

ここに長い史料を引用したのは、これが必ずしも在位年数計算法の問題にとどまっではないからである。

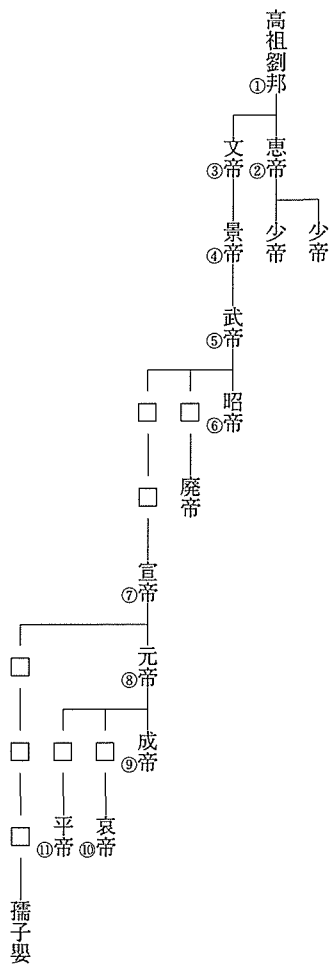
まず(A)は、寛弘五年(一〇〇八)七月、先年に算博士より出された勅文に対して勅問があつたときのものである。算博士茂明は、一条天皇の在位二十二年を丁未年(≡寛弘四年≡一〇〇七)とし、これが御厄年にあたるとしたが、在位年は改元年(≡永延元年≡九八七)から数えるのか、即位年(≡寛和二年≡九八六)から数えるのか、というのである。その答として注目されるのが傍線部分で、それによると(1)当代(一条)は「反正の主」に準ずるとされていた。(2)当代の皇位は連(兄弟相続だと思われる)でも父子相続でもないので、受禪時ではなく即位時から数えるが、それは光仁・光孝と同様である。

それでは「反正」とは何か。上記(A)では光仁・光孝と同様の継承の仕方をする事、という(2)がおそらくはその説明であろうが、(B)にもほぼ同内容のことが書かれている。(B)は少なくとも(A)の算博士らの意見ではなく、おそらく忠親の意見であろうと思われるが、それによると「反正の君」とは光仁や光孝のような即位の経緯をもつ天皇であり、「草創主」であるという。すなわち、父から、あるいは兄弟から皇位を譲り受けたわけではなく、新たな皇統を草創した天皇が「反正の君」ということになる。すなわち(A)と(B)によると、一条は光仁・光孝と同様の経緯で皇位を継いだのではないもの、「反正の君」に準じているということになる。

さらに、(B)によると後一条は「継体の君」ではないという。それでは「継体の君」とは何か。「漢書」谷永伝によると、成帝の元延元年(紀元前十二)に「漢興九世、百九十余歳。継体之主七。」とある。二代恵帝の息である少帝二人を皇帝に数える場合もあるが、これらの幼帝は呂后称制の間の傀儡であり、正式な皇帝とは認められない。また、昭帝を継いだ廢帝も即位後一ヶ月足らずで廢されており、これは数えない。とすると、成帝は高祖劉邦(位・紀元前二〇六―紀元前一九五)を初代として、確かにその九世となり、元延元年は「漢が興りて……百九十余歳」にあたる。(系図3参照)そのうち継体

の主は七人だという。高祖は「継体」にはあたらないであろうから、あと一人だけ「継体」にならない皇帝がいる。系図を見る限り、それは宣帝だと考えざるを得ない。つまり、皇位を譲り受けたのが父からでもなく、兄弟からでもない。そうすると、「継体の君ではない」は「反正の主」とほぼ同義ということになる。<sup>①</sup>

《系図3》（前漢皇帝系図）



しかし、それでも後一条を「反正の主」とは呼ばずに「継受の主」と言っているのは、(B)が定義するような「草創主」にはあてはまらない、という認識があるからであろう。一条天皇はいとこにあたる三条天皇に譲位し、その後皇統は一条の子である後一条に戻ってくるもの、後一条には男子がなく、皇位は弟の後朱雀及びその皇子へと受け継がれ、後一条自身の子孫は皇位には就かないからである。

以上をまとめると、(A)の勸申が出された一条朝に、既に一条天皇は光仁や光孝と同じ経緯ではないものの、それに準ずる皇位継承のし方をしているとして、「反正の主」に準ずるとみなす皇統観があり、さらに(B)の時期には、後一条がそれ

に近い継承の仕方だったとみなされていたことがわかる。<sup>②</sup>

さて、もともとは「継体」の語が中国の史書に見られたように、「反正」もそこに見られる語である。『漢書』武帝紀は高祖劉邦について「賛曰、漢承三王之弊、高祖撥亂反正。」とし、『後漢書』祭祀志下は「光武皇帝受命中興、撥亂反正。」とする。光武帝（二世祖）については『漢書』礼樂志第二にも同様の記述があり、「撥亂反正」という語句は『三国志魏書』太祖紀で太祖（＝武帝・曹操）に対しても用いられている。この語句はその王朝の世祖に用いられているから、乱世を鎮めて正しい、太平の世にするという意味以上のものをそこに含んでいる。前掲史料の(B)が、反正の君は草創主であるとしているゆえんである。

そうすると、特に一条が「反正」に準ずるとされていることについて、それは一条が父や兄弟から直接皇位を継がなかっただけではなからう。それだけであれば、いとこの円融のあとを継いだ花山や、一条のあとを継いだ花山も反正の君に該当するはずである。「反正」とは言うまでもなく「正に反する」ではなく「正に反（か）えず」である。そしてこの場合の「正」とは単に正しい世を意味するのではなく、皇統の本流だと考えざるをえない。光仁、光孝、一条という「反正の君」のうち、光仁は皇統を天武系から天智系の本流にかえし、光孝は文徳と陽成の傍流から仁明・光孝・宇多・醍醐の本流にかえし、一条は冷泉・花山の傍流から村上・円融・一条の本流にかえしたことになる。

前章では、光仁以降の皇統により、文徳と清和の皇統が脇へ追いやられる傾向を見たが、ここでははっきりと文徳と陽成の皇統が傍流で、光孝以降が本流であるという皇統観が見える。そして、円融系も本流であるとされているのだが、注意すべきは「反正」という概念は(A)の一条朝に既に存在していることである。これは、一条治世下の当然の見解として、一条が属する円融系を「正」、すなわち本流だとみなしているわけではなからう。それならば、両統迭立が続く限り、その時の天皇が属する皇統が常に本流であることになってしまう。また、後世の皇位継承を知っている者による結果論として円融系を本流としたわけでもない。(A)の寛弘五年（一〇〇八）七月の時点で、一条には定子が産んだ敦康親王はいたが、

道長の長女である一条中宮彰子は、のちの後一条をまだ出産していなかったからである。<sup>④</sup>

なるほど、最終的に円融系に統一されたのは、藤原道長の外孫である円融系の後一条が天皇となり、その弟の後朱雀が皇太子になった時であり、立太子は道長が強く望んだことであつたから、最終的には道長は円融系の後押しをしたことになる。しかし、それまでの道長は、道隆や父兼家がしたように、冷泉系・円融系両方の皇統に娘を配し、どちらに状況が転んでも安全なように手を打っていた。<sup>⑤</sup> しかも、まだ後一条が誕生する前から、円融系を「正」とする皇統観があつたわけで、その観念の形成に道長の態度が関わっていたわけではなからう。つまり、皇統のどちらが本流かという皇統観は、貴族が損得判断に基づいてどちらかに肩入れすることによって左右されるものではない。だとすれば、それは皇統自身もつ権威の差に由来しているのであり、具体的には、あるいは冷泉系の冷泉・花山の「狂気」に、円融系が「正」とみなされた理由のひとつが求められるかもしれない。

そして、冷泉系と円融系のうち、どちらの皇統が途切れ、どちらが続くかわからない両統迭立の中で、つまり現実的にどちらが本流となるかの用途が立たない中で、既にどちらかを観念的に本流とみなさなければならぬ必要性が感じられていた。「はじめに」でも述べたとおり、平安時代における皇位継承者の決定は、その時の天皇の意向などにかなり左右されたものであつて、父子の直系相続を目指しては言えないものであつた。皇位継承の複雑化それ自体は阻止し難いものとして、そのようなあり方を実態としては容認した上で皇統の流れを整理する、つまり幹と枝の区別を付けることが必要となつたのである。それは両統迭立の実態的な統合ではない。言い換えれば、既に繰り広げられている実態の中で、観念的にどのように一本化するか、という問題なのである。結局は、実際においても冷泉系が途絶え、円融系が続くことで、観念上の本流と一致したことになるのであるが。

以上、「継体」「反正」という中国の概念を用いて本流と傍流の概念を考察したが、最後に天皇の諡号の点から皇統の転換について言及しておきたい。

先に「反正」が中国の史書の中で劉邦、光武帝、曹操に用いられていることに言及した。そして、この中で注目したいのは、王莽が一旦前漢を奪ったのち、再び後漢を興した光武帝が「反正」であるということである。日本の天皇の漢風諡号で光仁、光孝と、「光」字を付けられた天皇が皇統の変わり目にあり、しかも「反正の君」とされていることは、それらの天皇の諡号と光武帝の「光」字とに関わりがあるのではないだろうか。

『後漢書』光武帝紀は「世祖光武皇帝諱秀、字文叔。」から始まるが、ここに付けられた唐の章懷太子による注に「礼、祖有レ功而宗有レ徳。光武中興、故廟称『世祖』。諡法、能紹『前業』曰『光』、克定『禍乱』曰『武。』と見える。『諡法』によると「前業」を能く紹（つ）ぐことを「光」ということが知られるのである。「つぐ」と言っても父子継承を意味するのではなく、注にもあるように中興の祖として継いだのであることは言うまでもない。一旦途絶えた本流を継いだという意味で、「光」字は「反正」の皇帝にふさわしい諡号なのである。

一方、坂本太郎氏によれば、光仁天皇は「広仁」と書かれることが多く、いつから「光仁」となったかは定かでないものの、天安二年（八五八）の勅でも仁明・文徳の漢風諡号と並んで光仁には和風諡号が用いられているという<sup>⑨</sup>。従って「光仁」となったのはそれ以後の可能性がある。また光孝天皇については、『日本紀略』寛平元年（八八九）八月五日条に、その漢風諡号が定められたことが見える。そして、私はこの「光」字をもちいた諡号の選定に、菅原道真が関わっているのではないかと考えている。

九世紀以来、天皇の面前で漢籍を講読することがしばしば行われた。例えば承和五年（八三八）には清涼殿で『群書治要』<sup>⑩</sup>、同十四年にも清涼殿で『漢書』<sup>⑪</sup>、文徳天皇以後も『孝経』<sup>⑫</sup>、『史記』<sup>⑬</sup>、『晋書』<sup>⑭</sup>などが奉授されている。その中で道真が選んだのは『後漢書』である。彼は、祖父清公が「以（ゆえ）有」って数日で講読を中断した『後漢書』講読を、元慶三年（八七九）の冬から五年まで行い、六年春にはその竟宴がもたれた<sup>⑮</sup>。この他にも道真が『後漢書』を好んで使用していたように思われるのは、『三代実録』元慶八年（八八四）五月二十九日に見える、光孝天皇が太政大臣の職掌の有無につい

て諸道博士に勘奏させた時である。彼は『漢書』百官公卿表と『後漢書』を引き、それが「漢家相國」にあたること、また『大唐令』を引いて唐の制度には合わないことを述べている。道真が引用したのはこれら三書だけである。『漢書』百官公卿表は大蔵善行も引用しているが、善行も含め、善淵永貞、菅野惟肖、忌部藩継らが『尚書』『周礼』『唐開元令』『大唐六典』などを引用しているのと比べると、『漢書』『後漢書』を選んだことが際だって見える。道真は、新たに光孝から始まった皇統に、光武帝以来の後漢を重ねて見たのではなかるうか。だとすれば、光孝以降の皇統を本流ととらえる認識が形成されるにあたり、道真がその先鞭を付けたのであり、一条朝の算博士の見解の根本には道真の思想があるということになる。

① 『日本国語大辞典』によると、「継体」を「君主の位を受け継ぐこと。あとつぎ。よつぎ。」としているが、少なくともこの『山槐記』の記述においては、それはあてはまらないことは明らかであろう。

② この『山槐記』安元元年七月二十八日条が書かれたのは高倉天皇の時である。八十代にあたる高倉天皇は七十七代後白河天皇の皇子ではあるが、七十八代二条とは兄弟にあたり、二条の皇子が七十九代六条として即位した。次の高倉は甥から皇位を承けたことになる。従って在位年数の教え方が一条天皇と同様に、問題となったのである。

③ 『大漢和辞典』「反正」の項は、「正しい道にかえす。泰平の世にかえす。」とする。

④ 彰子がのちの後一条天皇（教成親王）を出産するのは寛弘五年九月十一日である（御堂関白記）。

⑤ 河内氏、保立氏前掲書。

⑥ 保立氏前掲書。道隆も道長も、一条と三条の両方の後宮に娘を入れた。

⑦ この「反正」「継体」という概念は、日本の反正天皇と継体天皇の諡号には必ずしもあてはまらないようである。『記紀』によると仁徳天皇のあと、その皇子である履中、反正、允恭の兄弟が順に皇位に就いた。また、反正天皇の子孫は誰も皇位に就いていない。従って「反正」とは言い難いのである。また、二十六代継体天皇も十五代応神天皇五世の孫とされ、二十五代武烈天皇から系図上はほど遠い天皇であることは周知のことであり、むしろ「継体」ではなく「反正」の方が当てはまる。但し、本章最後で後漢光武帝に関して触れるところであるが、「つ（紹）ぐ」は中興の祖にも用いられていることとあるいは関連があるだろうか。これらについては『記紀』における系図操作とも関わることであり、今後の課題である。

⑧ 江戸時代の第百十九代光格天皇もまたいわゆる「継体の君」ではない。百十三代東山以降、女帝の後桜町を除いて百十八代後桃園まで皇統は直系を辿るが、光格は東山の曾孫に当たり、しかも光格の父、祖父とも皇位に就いていない。

⑨ 坂本太郎「列聖漢風諡号の撰進について」(『日本古代史の基礎的研

究 下』東京大学出版会、一九六四年。初出は一九三二年)。

⑩ 『続日本後紀』承和五年六月二六日。

⑪ 『続日本後紀』承和十四年五月二十七日。

⑫ 『三代実録』貞観二年二月十日、同十二月二十日。

⑬ 『日本紀略』延喜六年五月十六日。

⑭ 『文徳実録』斉衡三年十一月二日。

⑮ 『続日本後紀』承和二年七月十四日。

⑯ 『本朝文粹』卷九。

⑰ 鎌倉幕府が滅亡した翌年の正月二十九日、後醍醐天皇は、元弘四年

(一一三三—四)を建武元年と改元した。『改元部類』には「以異朝之例、

叶<sub>二</sub>當時之義<sub>一</sub>字、可<sub>二</sub>計申<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰<sub>一</sub>儒卿。」とあり、『太平記』が

「是ハ後漢光武、王莽カ乱ヲ治、再漢世ヲ統シ佳例ナリトテ、漢朝ノ

年号ヲ模サレケルトカヤ。」としているように、建武という元号が光

武帝に倣ったものであることは周知のことであろう。

## おわりに

以上、三章にわたって天皇の御物の保管と伝領を切り口として、平安期における皇統のありかた、及びそれに対する認識について見てきた。先学によって明らかにされてきた、皇位を誰に譲るか、あるいは誰が継ぐか、という皇位継承時点での状況を点とするならば、本論は各皇統をどのように位置づけるかという、いわば線に注目したものである。

その結果、まず、天皇御物の管理体制の転換期が宇多・醍醐朝に認められた。この時期天皇御物は清涼殿と宜陽殿納殿に整理し直され、その管理も女司から蔵人の手に移っていった。そして、後に「累代御物」として定着する、皇位継承に伴って新帝に伝領される御物のいくつかが光孝・宇多に由来をもつものである。その背景には、御物に対する天皇の認識が関わっている。すなわち、文徳→陽成から光孝への皇統の転換にあたり、光孝・宇多・醍醐らは、その正当性と権威を託す対象として天皇御物をとらえ、それを累代御物として伝領していくことで、自らの皇統に、前の皇統とは異なる権威を与えようとしたのである。ふたつの皇統は、陽成上皇から朱雀への大床子伝領をもって象徴的に合流したが、光孝以降の皇統が本流であり、もう一方はそこに吸収されるという関係だったのである。



本流と傍流を区別する思想が明らかに見られるのが、十一世紀初めの一条朝における両統迭立期である。この時期、村上の上の二皇子である冷泉と円融にそれぞれ端を発する二つの皇統が迭立していた。この状況は、天皇自らが、皇位継承の複雑化に対してブレイキを有してこなかったことから生じたものである。そのように複雑化せざるを得ない実態を容認した上で、皇統の本流と傍流を区別するという観念上の整理が、一条朝において見られたのである。それは円融系を本流だとする皇統観であったが、それは、後世皇位が円融系の後一条・後朱雀へと引き継がれていく事実とは無関係の、その皇統自体がもつ権威に由来するものであったと思われる。そしてそこには、中国王朝の交替になぞらえた「反正」という概念が持ち込まれていた。即ち、たとえば王莽によって途絶えた前漢を再び興した後漢の光武帝が「反正」の君であったように、光孝や一条が「反正」の君であったとみなされていたのである。

そして、光孝以降に創られた累代御物と同様、円融系の天皇によって和琴鈴鹿が累代御物に加えられ、その後も伝領されていく。光孝以降の大床子と同様、それは他の皇統とは独自の正当性を有することを示すための、つまりその皇統のための累代御物として出発した御物であったが、やがて全ての天皇が継承すべき累代御物として伝領されていく。そのような累代御物となった時、その皇統が「本流」であるという観念は、目に見える形として示されるのである。

ところで、本論で扱ってきた累代御物であるが、後に平氏が安徳天皇を伴って西国へ落ちていく折にも、内侍所神鏡・神璽宝剣のいわゆる三種神器と、時簡・殿上御椅子・玄上・鈴鹿は持ち出されたのである。<sup>①</sup>

一方、大床子以下の調度については変化がある。劍璽渡御に続いて旧帝から新帝へと伝領される調度の数が非常に増えるのである。高倉天皇から安徳天皇のもとには、大床子・置物御厨子・日記御厨子・師子形といった『江家次第』に見える累代御物の他に、御帳・蛭絵御厨子・四季御屏風、さらには壁代・円座・硯箱、朝餉の間に置かれる調度や、台盤所の御椅子や厨子といった調度までが、旧帝からの「渡物」として伝領されている。一方、御脇足や御茵については「本宮に在るに依り、渡されず。」と見える。<sup>③</sup>つまり、「渡物」として伝領されるのは、「新帝が持つていないから」という理由に

よるのである。従来の限定された累代御物は、こういった「渡物」の中に埋没しつつあったと言えよう。

たとえば、既に寛弘六年（一〇〇九）十月十四日の内裏焼亡<sup>①</sup>で、醍醐・村上天皇の二代御記が消失したことが『権記』に見える。同時に日記御厨子も消失したと考えられるし、同様に大床子も度重なる内裏火災の中で消失と新造をくり返したことであろう。これら調度の側面を持つ累代御物は、消失しなかった玄上・鈴鹿と比べると「累代」の重みが異なってきたのである。作り替えられた物であること、また、時簡や殿上御椅子と比べても、皇位と統治の象徴という面において累代御物としての意義を失ってしまったと言わざるを得ない。こういった累代御物の機能低下が見られる院政期は、これ以後鎌倉時代にかけて皇位継承がますます複雑化する時期の始まりでもあった。そのような時期において、本論で扱った問題である、各皇統の正統性が皇統内外でどのようにとらえられ、また何がそれを補強していたか、は今後の課題である。

① 『百練抄』寿永二年七月二十五日。但し玄上は路上に落ちているのが八月五日になって発見され、鈴鹿も八月十日になって見つかった（『百練抄』）。

② 『山槐記』治承四年二月二十一日。

③ 「立置物御厨子」「脚未渡」とあるように、管弦具は「渡物」とは別に運ばれていた。また、この時「中門廊東卯西廊」を殿上間とし御椅子を立てたが、これについては「渡物」とは記されていない。

revolutionary movements, which were mainly taken part in by Gurians and other Christians. The menace of the massacre was at last taken over, when an Acharan influential bek compromised to the committee, seeing its substantial power. The committee also took actions to Armenians, who had a strong nationalist-revolutionary organisation.

Therefore, the Batoum committee can be said to have been *de facto* Gurian organisation, not Georgian, though it insisted on its internationalism. We need not to overlap Georgian national interests to the hegemony of the Batoum committee. The commonly accepted theory has supposed that Marxism overlapped the Georgian national interests. But this theory rather reflects the non-Georgian view in that era. The ethnic factors, as well as class factors, should not be seen as “the hidden essential determinant”.

## The Lineage of the Imperial Throne in the Heian Period : In Connection with the Hereditary Treasures of Emperors

by

OKAMURA Sachiko

In the Heian period, the Imperial throne was succeeded not only by the son, but by the Emperor's brother or his cousin, so the lineage of the Imperial throne was complicated. The purpose of this study is to investigate how the emperor evaluated his own lineage, and how the complicated lineage was systematized. And in order to investigate these themes, the author considers how the hereditary treasures of emperors were transferred, because these treasures generally bestowed the authority of the throne.

The author shows that the system of preservation and management of the treasures changed in the period of the Emperor Uda (宇多) and Daigo (醍醐), because they recognized the value of the treasures as the symbols of the authority. The lineage changed when the Emperor Yozei (陽成) abdicated the throne to the Emperor Koko (光孝), father of Uda, so they needed a different authority from that of the former lineage.

The two lineages were symbolically unified by offering the Dai-Shoji (大床子), which was one of the hereditary treasures of the emperor, from Yozei to the Emperor Suzaku (朱雀), the son of Daigo. In consequence, the lineage

beginning from Koko was regarded as the main, and the other as a branch. The same situation reoccurred early in the 11th century. This time, the scholars regarded the Enyu (円融) lineage as the main, and the Reizei (冷泉) lineage as a branch. After that, the treasure named Suzuka (鈴鹿), which the emperors in the Enyu lineage had owned, was added to the hereditary treasures of the emperor.

## Entwicklung der Armenfürsorge in der Frühneuzeit, dargestellt am Beispiel der Stadt Köln

von

SAKURAI Miyuki

Armenfürsorge, wie wir sie heute kennen, gab es vor dem 16. Jahrhundert nicht. Sie lag zunächst hauptsächlich in den Händen der Kirche und wurde erst ab dem 16. Jahrhundert sehr zögerlich zur Aufgabe der Stadtoberkeit. Bereits gegen Ende des 15. Jahrhunderts hatte der Kölner Stadtrat die Bettelerei streng zu kontrollieren begonnen.

Aber es gab neben solchen kommunalen Versuchen, die Armenfürsorge zu regeln, immer noch die Armenfürsorge der Kirche. Und die sog. Armenbretter, ein System im Armenwesen, das von den Kirchspielgemeinden getragen wurde, richtete man sogar erst im 16. Jahrhundert ein. Natürlich hat es immer schon eine kirchliche Fürsorge für Armen gegeben. Hier funktionierte das Armenwesen recht und schlecht, denn sie war keine ständige Organisation. Und die Stadt hat nie den Versuch unternommen, solche gemeindlichen Armenfürsorge Einrichtungen auf Gesamtstadtebene zu vereinen.

Die Stadt selbst hat mit einem Waisenhaus und dem sog. Heiligengeisthaus selbst auch Armenfürsorge betrieben. Die Einrichtungen wurden erst im 17. Jahrhundert in der Leitung und Organisation effizienter. Ja sie wurden erst zu diesem Zeitpunkt ständige Einrichtungen, die bestimmte Aufgaben der Armenfürsorge zu übernehmen hatten, zumal es noch den sehr starken und einflußreichen Bettelorden gab. Und dieser Orden unternahm natürlich viele Aufgaben auf diesem Feld Aufgaben, die die Finanzen der Stadt sehr in Anspruch genommen hätten.

Das alles erklärt die Passivität der Stadt Köln hinsichtlich der Armenfürsorge.